

○外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件

(昭和六十二年十一月十日)

(建設省告示第千九百五号)

改正 平成 五年 六月二五日建設省告示第一四五〇号

同 一二年 五月二六日同 第一三八四号

同 一二年一二月二六日同 第二四六五号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百三十六条の二第三号及び第五号から第七号までの規定に基づき、外壁、主要構造部である柱及びはり、床（最下階の床を除く。以下同じ。）、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法をそれぞれ次のように定める。

外壁、主要構造部である柱及びはり、床、床の直下の天井、屋根、屋根の直下の天井並びに国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法を定める件

第一 外壁の構造方法

準耐火構造又は次に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

一 外壁（天井裏（直下の天井が第四各号に定める構造であるものに限る。第二において同じ。）及び床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。

イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏^{こう}ボード

ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏^{こう}ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏^{こう}ボードを張つたもの

ハ 厚さが七ミリメートル以上の石膏^{こう}ラスボードの上に厚さが八ミリメートル以上の石膏^{こう}プラスターを塗つたもの

二 防火被覆の取合いの部分、目地の部分その他これらに類する部分（以下「取合い等の部分」という。）が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等外壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第二 主要構造部である柱及びはりの構造方法

準耐火構造又は次に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれらと同等以上の防火性能を有すると認める柱又ははりの構造方法については、この限りでない。

一 木材を使用したものであること。

二 次のイからニまでのいずれかに該当するものを除き、その小径が十二センチメートル以上であること。

イ 次に掲げる構造の壁の内部にあるもの

- (1) 壁（準耐火構造であるもの並びに天井裏及び床下にある部分を除く。）の屋内側の部分に第一第一号イからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- (2) 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等壁の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。
- ロ 第三各号に定める構造の床、準耐火構造の床又は建築基準法施行令（以下「令」という。）第百九条の三第二号ハ若しくは令第百十五条の二第一項第四号に規定する構造の床の内部にあるもの
- ハ 第五各号に定める構造の屋根の内部にあるもの
- ニ 天井裏にあるもの

第三 床の構造方法

令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

- 一 床の裏側の部分に次のイからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
 - イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏^{こう}ボード
 - ロ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏^{こう}ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏^{こう}ボードを張つたもの
 - ハ 厚さが五・五ミリメートル以上の難燃合板又は厚さが九ミリメートル以上の石膏^{こう}ボードの上に厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等床の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第四 床の直下の天井の構造方法

令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は次の各号に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

- 一 第三第一号イからハまでのいずれかに該当する防火被覆が設けられていること。
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第五 屋根の構造方法

令第百九条の三第一号に規定する構造又は次の各号に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

- 一 屋根の屋内側の部分に次のイ又はロに該当する防火被覆が設けられていること。
 - イ 厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが九ミリメートル以上の石膏ボード又は厚さが九ミリメートル以上のロックウール吸音板を張つたもの
 - ロ 厚さが九ミリメートル以上の石膏ボードの上に厚さが十二ミリメートル以上の石膏ボードを張つたもの
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等屋根の内部への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第六 屋根の直下の天井の構造方法

次の各号に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

- 一 第五第一号イ又はロに該当する防火被覆が設けられていること。
- 二 防火被覆の取合い等の部分が、当該取合い等の部分の裏面に当て木が設けられている等天井裏への炎の侵入を有効に防止することができる構造であること。

第七 国土交通大臣が指定する建築物の部分の構造方法

昭和六十二年建設省告示第千九百四号により指定された構造耐力上主要な部分に枠組壁工法を用いた建築物（昭和五十七年建設省告示第五十六号に定める技術的基準に適合する建築物をいう。）の床、耐力壁及びトラス（小屋組に用いる場合に限る。以下同じ。）の直下の天井を次に定める構造とすること。

- 一 床を令第百九条の三第二号ハに規定する構造又は第三各号に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。
- 二 耐力壁を準耐火構造又は第二第号イ（１）及び（２）に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。
- 三 トラスの直下の天井を第四各号に定める構造とすること。ただし、国土交通大臣がこれと同等以上の防火性能を有すると認めるものについては、この限りでない。

附 則

この告示は、昭和六十二年十一月十六日から施行する。

附 則 （平成五年六月二五日建設省告示第一四五〇号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 （平成一二年五月二六日建設省告示第一三八四号）

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成一二年一二月二六日建設省告示第二四六五号）

この告示は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平

成十三年一月六日) から施行する。